

# 経済産業省

20201224保局第1号  
令和2年12月28日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 太田 雄彦



押印を求める手続等の見直しのための使用前・定期安全管理審査実施要領等の一部を改正する規程について

押印を求める手続等の見直しのための使用前・定期安全管理審査実施要領等の一部を改正する規程を別紙の新旧対照表のとおり定める。

## 附則

- 1 本要領は、令和2年12月28日から施行する。

## 目次

○電気事業法第 52 条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイド （20120919 商局第 72 号） .....	1
○使用前・定期安全管理審査実施要領（20170323 商局第 3 号） .....	3
○火力設備における電気事業法施行規則第 94 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する定期事業者検査 の時期変更承認に係る標準的な審査基準及び申請方法等について （20170323 商局第 3 号） .....	8
○電気工事業の業務の適正化に関する法律の事務処理要領（20181113 保局第 1 号） .. .....	11

電気事業法第 52 条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイド（20120919 商局第 72 号）の一部を改正する案  
新旧対照表

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。  
改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p><b>電気事業法第 52 条に基づく 火力設備に対する溶接事業者検査ガイド</b></p> <p>平成 24 年 9 月 20120919 商局第 72 号</p> <p>目次（略）</p> <p>まえがき（略）</p> <p>第 1 部～第 3 部（略）</p> <p>第 4 部</p> <p>1. 溶接事業者検査の実施状況及びその結果の確認</p> <p>1. 1. 溶接事業者検査の実施状況及びその結果の確認に関する法令要求 溶接事業者検査の実施状況及びその結果の確認に関する法令要求は、以下のとおりである。</p>	<p><b>電気事業法第 52 条に基づく 火力設備に対する溶接事業者検査ガイド</b></p> <p>平成 24 年 9 月 20120919 商局第 72 号</p> <p>目次（略）</p> <p>まえがき（略）</p> <p>第 1 部～第 3 部（略）</p> <p>第 4 部</p> <p>1. 溶接事業者検査の実施状況及びその結果の確認</p> <p>1. 1. 溶接事業者検査の実施状況及びその結果の確認に関する法令要求 溶接事業者検査の実施状況及びその結果の確認に関する法令要求は、以下のとおりである。</p>
<p>【法】（報告の徴収）</p> <p>第 106 条</p> <p>3（略）</p> <p>6 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、自家用電気工作物を設置する者又は登録調査機関に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。</p>	<p>【法】（報告の徴収）</p> <p>第 106 条</p> <p>3（略）</p> <p>4 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、自家用電気工作物を設置する者又は登録調査機関に対し、その業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。</p>
<p>【法】（立入検査）</p> <p>第 107 条</p> <p>2（略）</p> <p>4 経済産業大臣は、第一項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、自家用電気工作物を設置する者又はボイラー等の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p>	<p>【法】（立入検査）</p> <p>第 107 条</p> <p>2（略）</p> <p>3 経済産業大臣は、第一項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、自家用電気工作物を設置する者又はボイラー等の溶接をする者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p>

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>1.2 (略)</p> <p>2. 溶接事業者検査の実施状況及びその結果の確認の流れ</p> <p>2.1. 溶接事業者検査の実施状況及びその結果の確認時期 溶接事業者検査の実施状況及びその結果の確認時期について解説する。</p>	<p>(略)</p> <p>1.2 (略)</p> <p>2. 溶接事業者検査の実施状況及びその結果の確認の流れ</p> <p>2.1. 溶接事業者検査の実施状況及びその結果の確認時期 溶接事業者検査の実施状況及びその結果の確認時期について解説する。</p>
<p>(略)</p> <p><b>【施行規則】</b> 第73条の6 法第51条第3項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。<u>ただし、災害その他やむを得ない事由により当該時期に法第51条第3項の審査(以下「使用前安全管理審査」という。)を受けることが困難であるときは、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が当該事由を勘案して定める時期に受けなければならない。</u></p> <p>一 前回の法第51条第7項の通知(以下この条において単に「通知」という。)において、使用前自主検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であって、前回の<u>使用前安全管理審査</u>に係る使用前自主検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三年を超えない日との間に第七十三条の三第一号及び第三号の工事の工程において行う使用前自主検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から三年三月を超えない時期</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>【施行規則】</b> 第73条の6 法第51条第3項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。</p> <p>一 前回の法第51条第7項の通知(以下この条において単に「通知」という。)において、使用前自主検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であって、前回の<u>法第51条第3項の審査</u>(以下「使用前安全管理審査」という。)に係る使用前自主検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して3年を超えない日との間に第73条の3第1号及び第3号の工事の工程において行う使用前自主検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から3年3月を超えない時期</p> <p>二・三 (略)</p>
<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>2.2 (略)</p> <p>添付資料1・2(略)</p> <p><b>【改正履歴】</b> 平成25年7月8日改正 平成26年6月30日改正 平成28年2月25日改正 平成28年12月26日改正 平成29年3月31日改正 令和元年6月28日改正 令和2年12月28日改正</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>2.2 (略)</p> <p>添付資料1・2 (略)</p> <p><b>【改正履歴】</b> 平成25年7月8日改正 平成26年6月30日改正 平成28年2月25日改正 平成28年12月26日改正 平成29年3月31日改正 令和元年6月28日改正</p>

使用前・定期安全管理審査実施要領（20170323商局第3号）の一部を改正する案  
新旧対照表

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。  
改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。  
改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前																																
<p style="text-align: center;"><b>使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）</b></p> <p style="text-align: center;"><b>平成29年3月 20170323商局第3号</b></p> <p>1. 目的 電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第51条又は第55条及び電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「省令」という。）に基づき、<u>産業保安グループ</u>若しくは産業保安監督部等（以下「国」という。）又は法第69条に基づき、法第51条第3項又は法第55条第4項の審査業務を行うものとして、経済産業大臣に登録した安全管理審査機関（以下「登録安全管理審査機関」という。）が行う使用前安全管理審査及び定期安全管理審査（原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物に係るものを除く。以下「安全管理審査」という。）についての具体的な運用を定めたものである。</p> <p>2. 適用範囲 (略)</p> <p>3. 関係法令等 安全管理審査には、「表1 安全管理審査に適用する関係法令等」に示す関係法令等の最新版を適用する。</p> <p style="text-align: center;">表1 安全管理審査に適用する関係法令等</p> <table border="1" data-bbox="174 1257 1104 1444"> <thead> <tr> <th>法令等名</th> <th>文書番号</th> <th>公布年月日</th> <th>文書種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～15 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>16 発電用火力設備における高クロム鋼に対する寿命評価式について</td> <td>20190628 保局第1号</td> <td>令和元年7月4日</td> <td>内規、通達</td> </tr> <tr> <td>17～19 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	法令等名	文書番号	公布年月日	文書種別	1～15 (略)	(略)	(略)	(略)	16 発電用火力設備における高クロム鋼に対する寿命評価式について	20190628 保局第1号	令和元年7月4日	内規、通達	17～19 (略)	(略)	(略)	(略)	<p style="text-align: center;"><b>使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）</b></p> <p style="text-align: center;"><b>平成29年3月 20170323商局第3号</b></p> <p>1. 目的 電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第51条又は第55条及び電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「省令」という。）に基づき、<u>商務流通保安グループ</u>若しくは産業保安監督部等（以下「国」という。）又は法第69条に基づき、法第51条第3項又は法第55条第4項の審査業務を行うものとして、経済産業大臣に登録した安全管理審査機関（以下「登録安全管理審査機関」という。）が行う使用前安全管理審査及び定期安全管理審査（原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物に係るものを除く。以下「安全管理審査」という。）についての具体的な運用を定めたものである。</p> <p>2. 適用範囲 (略)</p> <p>3. 関係法令等 安全管理審査には、「表1 安全管理審査に適用する関係法令等」に示す関係法令等の最新版を適用する。</p> <p style="text-align: center;">表1 安全管理審査に適用する関係法令等</p> <table border="1" data-bbox="1164 1257 2094 1444"> <thead> <tr> <th>法令等名</th> <th>文書番号</th> <th>公布年月日</th> <th>文書種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～15 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>16 発電用火力設備における高クロム鋼に対する寿命評価式について</td> <td>20140526 商局第1号</td> <td>平成26年5月30日</td> <td>内規、通達</td> </tr> <tr> <td>17～19 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	法令等名	文書番号	公布年月日	文書種別	1～15 (略)	(略)	(略)	(略)	16 発電用火力設備における高クロム鋼に対する寿命評価式について	20140526 商局第1号	平成26年5月30日	内規、通達	17～19 (略)	(略)	(略)	(略)
法令等名	文書番号	公布年月日	文書種別																														
1～15 (略)	(略)	(略)	(略)																														
16 発電用火力設備における高クロム鋼に対する寿命評価式について	20190628 保局第1号	令和元年7月4日	内規、通達																														
17～19 (略)	(略)	(略)	(略)																														
法令等名	文書番号	公布年月日	文書種別																														
1～15 (略)	(略)	(略)	(略)																														
16 発電用火力設備における高クロム鋼に対する寿命評価式について	20140526 商局第1号	平成26年5月30日	内規、通達																														
17～19 (略)	(略)	(略)	(略)																														

改正後	改正前
<p>4. ～10. (略)</p> <p>様式1 (略)</p> <p>様式2 検出事項報告様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p><u>産業保安グループ</u> 電力安全課長 殿  ○○産業保安監督部 (○○支部) 電力安全課長 殿  中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長 殿  又は 那覇産業保安監督事務所 保安監督課長 殿</p> <p style="text-align: right;">審査機関名称 代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">使用前 (定期) 安全管理審査実施中における検出事項について</p> <p>○年○月○日付け第○号をもって○○から申請のあった使用前 (定期) 安全管理審査を実施しているところですが、審査において検出事項がありましたので、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p>4. ～10. (略)</p> <p>様式1 (略)</p> <p>様式2 検出事項報告様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p><u>商務流通保安グループ</u> 電力安全課長 殿  ○○産業保安監督部 (○○支部) 電力安全課長 殿  中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長 殿  又は 那覇産業保安監督事務所 保安監督課長 殿</p> <p style="text-align: right;">審査機関名称 代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">使用前 (定期) 安全管理審査実施中における検出事項について</p> <p><u>平成</u>○年○月○日付け第○号をもって○○から申請のあった使用前 (定期) 安全管理審査を実施しているところですが、審査において検出事項がありましたので、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>
<p>1. ～4. (略)</p> <p>様式3 定期安全管理審査是正通知書様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>○○株式会社 ○○ ○○ 殿</p> <p style="text-align: right;"><u>産業保安グループ</u> 電力安全課長  ○○産業保安監督部 (○○支部) 電力安全課長  中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長  又は 那覇産業保安監督事務所 保安監督課長</p> <p style="text-align: center;">火力設備に係る定期安全管理審査における検出事項に関する是正処置期限の通知について</p> <p>○年○月○日付け第○号をもって○○から火力設備に係る定期安全管理審査における検出事項があったとの報告がありましたので、下記のとおり是正処置期限までに是正し、登録安全管理審査機関に当該処置の結果を報告して下さい。</p>	<p>1. ～4. (略)</p> <p>様式3 定期安全管理審査是正通知書様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>○○株式会社 ○○ ○○ 殿</p> <p style="text-align: right;"><u>商務流通保安グループ</u> 電力安全課長  ○○産業保安監督部 (○○支部) 電力安全課長  中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長  又は 那覇産業保安監督事務所 保安監督課長</p> <p style="text-align: center;">火力設備に係る定期安全管理審査における検出事項に関する是正処置期限の通知について</p> <p><u>平成</u>○年○月○日付け第○号をもって○○から火力設備に係る定期安全管理審査における検出事項があったとの報告がありましたので、下記のとおり是正処置期限までに是正し、登録安全管理審査機関に当該処置の結果を報告して下さい。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～ 5. (略)</p> <p>様式4 電気事業法（第55条第6項で準用する法）第51条第5項に基づく（使用前・定期）安全管理審査通知様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>経済産業大臣 殿  <input type="radio"/> 産業保安監督部長 殿  又は那覇産業保安監督事務所長 殿</p> <p style="text-align: right;">審査機関名称 ○○○○ 代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">使用前（定期）安全管理審査結果の通知について</p> <p>電気事業法第51条第3項（第55条第4項）の規定に基づき使用前（定期）安全管理審査(以下、「審査」という。)を行ったので、同法第51条第5項（同法第55条第6項において準用する同法第51条第5項）に基づき、審査結果を別紙のとおり通知します。</p> <p>(略)</p> <p>様式5 電気事業法第55条第6項で準用する法第51条第5項に基づく火力設備に係る定期安全管理審査通知様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>経済産業大臣 殿  <input type="radio"/> 産業保安監督部長 殿  又は那覇産業保安監督事務所長 殿</p> <p style="text-align: right;">審査機関名称 ○○○○ 代表者氏名</p> <p style="text-align: center;">定期安全管理審査結果の通知について</p> <p>電気事業法第55条第4項の規定に基づき定期安全管理審査(以下、「審査」という。)を行ったので、同法第55条第6項において準用する同法第51条第5項に基づき、審査結果を別紙のとおり通知します。</p> <p>(略)</p> <p>様式6 溶接事業者検査の実施状況及びその結果に関する確認結果報告様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～ 5. (略)</p> <p>様式4 電気事業法（第55条第6項で準用する法）第51条第5項に基づく（使用前・定期）安全管理審査通知様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>経済産業大臣 殿  <input type="radio"/> 産業保安監督部長 殿  又は那覇産業保安監督事務所長 殿</p> <p style="text-align: right;">審査機関名称 ○○○○ 代表者氏名 <u>印</u></p> <p style="text-align: center;">使用前（定期）安全管理審査結果の通知について</p> <p>電気事業法第51条第3項（第55条第4項）の規定に基づき使用前（定期）安全管理審査(以下、「審査」という。)を行ったので、同法第51条第5項（同法第55条第6項において準用する同法第51条第5項）に基づき、審査結果を別紙のとおり通知します。</p> <p>(略)</p> <p>様式5 電気事業法第55条第6項で準用する法第51条第5項に基づく火力設備に係る定期安全管理審査通知様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>経済産業大臣 殿  <input type="radio"/> 産業保安監督部長 殿  又は那覇産業保安監督事務所長 殿</p> <p style="text-align: right;">審査機関名称 ○○○○ 代表者氏名 <u>印</u></p> <p style="text-align: center;">定期安全管理審査結果の通知について</p> <p>電気事業法第55条第4項の規定に基づき定期安全管理審査(以下、「審査」という。)を行ったので、同法第55条第6項において準用する同法第51条第5項に基づき、審査結果を別紙のとおり通知します。</p> <p>(略)</p> <p>様式6 溶接事業者検査の実施状況及びその結果に関する確認結果報告様式</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p>

改正後	改正前
<p>経済産業大臣 殿  ○○産業保安監督部長 殿  又は那覇産業保安監督事務所長 殿</p> <p style="text-align: right;">住所：  氏名：(審査機関名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">溶接事業者検査の実施状況及びその結果に関する確認結果について</p> <p>○年○月○日付け第○号をもって○○から申請のあった使用前（定期）安全管理審査の中で溶接事業者検査の実施状況及びその結果を確認しましたので、その結果を次のとおり報告します。  (略)</p> <p>様式7 設置者に対する審査及び評価結果の通知様式</p> <p style="text-align: right;">番 号  年 月 日</p> <p>○○株式会社  ○○ ○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">経済産業大臣 ○○ ○○  ○○産業保安監督部長 ○○ ○○  又は那覇産業保安監督事務所長 ○○ ○○</p> <p style="text-align: center;">使用前（定期）安全管理審査の審査結果及び評価結果の通知について</p> <p>○年○月○日付け第○号をもって○○から通知があった上記の件について、電気事業法第51条第7項（第55条第6項において準用する同法第51条第7項）の規定に基づき、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p> <p>様式8 火力設備に係る設置者に対する審査結果及び評価結果並びに定期事業者検査実施時期の通知様式</p> <p style="text-align: right;">番 号  年 月 日</p> <p>○○株式会社  ○○ ○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">経済産業大臣 ○○ ○○  ○○産業保安監督部長 ○○ ○○  又は那覇産業保安監督事務所長 ○○ ○○</p> <p style="text-align: center;">定期安全管理審査の審査結果及び評価結果並びに定期事業者検査の実施時期の通知について</p>	<p>経済産業大臣 殿  ○○産業保安監督部長 殿  又は那覇産業保安監督事務所長 殿</p> <p style="text-align: right;">住所：  氏名：(審査機関名称及び代表者の氏名) 印</p> <p style="text-align: center;">溶接事業者検査の実施状況及びその結果に関する確認結果について</p> <p>平成○年○月○日付け第○号をもって○○から申請のあった使用前（定期）安全管理審査の中で溶接事業者検査の実施状況及びその結果を確認しましたので、その結果を次のとおり報告します。  (略)</p> <p>様式7 設置者に対する審査及び評価結果の通知様式</p> <p style="text-align: right;">番 号  年 月 日</p> <p>○○株式会社  ○○ ○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">経済産業大臣 ○○ ○○  ○○産業保安監督部長 ○○ ○○  又は那覇産業保安監督事務所長 ○○ ○○</p> <p style="text-align: center;">使用前（定期）安全管理審査の審査結果及び評価結果の通知について</p> <p>平成○年○月○日付け第○号をもって○○から通知があった上記の件について、電気事業法第51条第7項（第55条第6項において準用する同法第51条第7項）の規定に基づき、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p> <p>様式8 火力設備に係る設置者に対する審査結果及び評価結果並びに定期事業者検査実施時期の通知様式</p> <p style="text-align: right;">番 号  年 月 日</p> <p>○○株式会社  ○○ ○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">経済産業大臣 ○○ ○○  ○○産業保安監督部長 ○○ ○○  又は那覇産業保安監督事務所長 ○○ ○○</p> <p style="text-align: center;">定期安全管理審査の審査結果及び評価結果並びに定期事業者検査の実施時期の通知について</p>

改正後	改正前
<p>○年○月○日付け第○号をもって○○から通知があった上記の件について、電気事業法第55条第6項において準用する同法第51条第7項及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号の規定に基づき、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p> <p>添付資料1～4 (略)</p> <p>【改正履歴】 令和2年12月28日改正</p>	<p><u>平成</u>○年○月○日付け第○号をもって○○から通知があった上記の件について、電気事業法第55条第6項において準用する同法第51条第7項及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号の規定に基づき、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p> <p>添付資料1～4 (略)</p> <p>【改正履歴】</p>

火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第2号に規定する定期事業者検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準及び申請方法等について(20170323商局第3号)新旧対照表

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。  
 改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。  
 改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>経済産業省</u></p> <p style="text-align: right;">20170323商局第3号 平成29年3月31日 <u>改正 20201224保局第1号</u> <u>令和2年12月28日</u></p> <p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之</p> <p>火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第2号に規定する定期事業者検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について</p> <p>火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第2号に規定する定期事業者検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について、別紙のとおり定める。 (略)</p> <p style="text-align: right;">別紙</p> <p>火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第2号に規定する定期事業者検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>様式1</p> <p style="text-align: center;">「時期変更承認の基準に合致することを示す資料」 (ボイラー等、蒸気タービン、液化ガス設備又はガス化炉設備)</p> <p style="text-align: center;">発電所第号</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p style="text-align: right;">ボイラー・タービン主任技術者 (※3)氏名</p>	<p style="text-align: center;"><u>経済産業省</u></p> <p style="text-align: right;">20170323商局第3号 平成29年3月31日</p> <p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之</p> <p>火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第2号に規定する定期事業者検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について</p> <p>火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第2号に規定する定期事業者検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について、別紙のとおり定める。 (略)</p> <p style="text-align: right;">別紙</p> <p>火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第2号に規定する定期事業者検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>様式1</p> <p style="text-align: center;">「時期変更承認の基準に合致することを示す資料」 (ボイラー等、蒸気タービン、液化ガス設備又はガス化炉設備)</p> <p style="text-align: center;">発電所第号</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p style="text-align: right;">ボイラー・タービン主任技術者 (※3)氏名 <u>印</u></p>

改正後	改正前
<p>※1・※2 (略) (削除)</p> <p>様式2</p> <p>「時期変更承認の基準に合致することを示す資料」 (ボイラー等)</p> <p>発電所第 号</p> <p>1. ～ 5. (略)</p> <p>ボイラー・タービン主任技術者 (※6)氏名</p>	<p>※1・※2 (略)</p> <p>※3 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。</p> <p>様式2</p> <p>「時期変更承認の基準に合致することを示す資料」 (ボイラー等)</p> <p>発電所第 号</p> <p>1. ～ 5. (略)</p> <p>ボイラー・タービン主任技術者 (※6)氏名 印</p>
<p>※1～※5 (略) (削除)</p> <p>様式3</p> <p>「時期変更承認の基準に合致することを示す資料」 (ガスタービン)</p> <p>発電所第 号ガスタービン</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>ボイラー・タービン主任技術者 (※2)氏名</p>	<p>※1～※5 (略)</p> <p>※6 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。</p> <p>様式3</p> <p>「時期変更承認の基準に合致することを示す資料」 (ガスタービン)</p> <p>発電所第 号ガスタービン</p> <p>ボイラー・タービン主任技術者 (※2)氏名 印</p>
<p>※1 (略) (削除)</p> <p>様式4</p> <p>「時期変更承認の基準に合致することを示す資料」 (出力1万キロワット未満のガスタービン及び炉頂圧ガスタービン)</p> <p>発電所第 号ガスタービン</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>ボイラー・タービン主任技術者 (※3)氏名</p>	<p>※1 (略)</p> <p>※2 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。</p> <p>様式4</p> <p>「時期変更承認の基準に合致することを示す資料」 (出力1万キロワット未満のガスタービン及び炉頂圧ガスタービン)</p> <p>発電所第 号ガスタービン</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>ボイラー・タービン主任技術者 (※3)氏名 印</p>
<p>※1・※2 (略) (削除)</p>	<p>※1・※2 (略)</p> <p>※3 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>様式 5</p> <p>「時期変更承認の基準に合致することを示す資料」 (運転休止の火力設備)</p> <p>発電所第 号設備</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>ボイラー・タービン主任技術者 (※1)氏名</p> <p>(削除)</p> <p>別紙 1～3 (略)</p> <p>【改正履歴】 <u>令和2年12月28日改正</u></p>	<p>様式 5</p> <p>「時期変更承認の基準に合致することを示す資料」 (運転休止の火力設備)</p> <p>発電所第 号設備</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>ボイラー・タービン主任技術者 (※1)氏名 印</p> <p>※1 <u>氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。</u></p> <p>別紙 1～3 (略)</p> <p>【改正履歴】</p>

電気工事業の業務の適正化に関する法律の事務処理要領（20181113保局第1号）の一部を改正する案 新旧対照表

(改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>経済産業省</u></p> <p style="text-align: center;">20181113保局第1号 改正 <u>20201224保局第1号</u> <u>令和2年12月28日</u></p> <p>電気工事業の業務の適正化に関する法律の事務処理要領（内規）を次のように制定する。</p> <p>平成30年11月21日</p> <p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 福島 洋</p> <p style="text-align: center;">電気工事業の業務の適正化に関する法律の事務処理要領（内規）</p> <p>1. ～9. (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この内規は令和2年12月28日から施行する。</u></p> <p>(別表) (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>経済産業省</u></p> <p style="text-align: center;">20181113保局第1号</p> <p>電気工事業の業務の適正化に関する法律の事務処理要領（内規）を次のように制定する。</p> <p>平成30年11月21日</p> <p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 福島 洋</p> <p style="text-align: center;">電気工事業の業務の適正化に関する法律の事務処理要領（内規）</p> <p>1. ～9. (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>(別表) (略)</p>

様式例1及び様式例2を次のように改正する。

# 主任電気工事士等実務経験証明書

(1) 登録申請者本人

下記1の電気工事士は、(2) 登録申請者の役員                      であり、下記2のとおり、電気工事に

(3) 登録申請者の従業員

従事していることに相違ありません。

年    月    日

殿

登録申請者

記

1 電 気 工 事 士	電気工事士の氏名		
	生年月日・年齢	年	月 日 才
	現住所	〒	
	電気工事士免状の交付年月日	年	月 日
	免状交付番号		
2 電気工事士が登録申請者の行う電気工事に従事した職歴			
所属名	期 間	業 務 の 内 容	
	年 月 日～ 年 月 日		

(記載注意)

1. この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2. この証明書は、被証明者1人につき作成すること。
3. (1)登録申請者本人、(2)登録申請者の役員、(3)登録申請者の従業員については、該当するものを○で囲むこと。
4. 所属名は、○○営業所○○担当というように具体的に記入すること。
5. 業務の内容は、○○施設の屋内配線工事の施工業務等を具体的に記入すること。  
 なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。

# 主任電気工事士等実務経験証明書

下記1の電気工事士は、下記2のとおり、電気工事に従事していた者に相違ありません。

年 月 日

殿

証明者 住 所

氏名又は名称

法人にあっては  
代表者の氏名

記

電 気 工 事 士	1 電気工事士の氏名		
	生年月日・年齢	年	月 日 才
	現住所	〒	
	電気工事士免状の交付年月日	年	月 日
	免状交付番号		
2 電気工事に従事した職歴			
	所属名	期 間	業 務 の 内 容
		年 月 日～ 年 月	
3 証明者の事業内容			

(記載注意)

- この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 所属名は、〇〇営業所〇〇担当というように具体的に記入すること。
- 業務の内容は、〇〇施設の屋内配線工事の施工業務等を具体的に記入すること。  
なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。